

写

受理番号	陳情第 14 号
受理年月日	令和 6 年 11 月 13 日

陳 情 書

令和6年11月13日

陳 情 書

「反対の多い 果樹公園での新庁舎計画を取りやめ
法務局北側の町有地と民地買収地に新庁舎を造ろう」の陳情

二宮町議会議長

根岸ゆき子 殿

陳情者住所 二宮町二宮1168-3

高田 俊弘

陳情の主旨

今夏、僅かの日々の「果樹公園での庁舎建設反対」に570人余の署名があり、早議会議長に陳情したところ、その意を介して頂き、引き続き議論必要と認められ、かねて私が副町長と企画部長の来宅の折にも意見呈申した。法務局北側での建設が殆んど町有地(敷地形勢)に於ては民地買収なし)内で建設で、且つ町民、県民の果樹公園(県有地)が残る安堵大です。

今、町が県有地(果樹公園)を買い求めての計画、一月たりとも無駄なことはしていけない。(公園のみならず無償譲渡のもの)

また、なしの葛川洪水対策に予算を廻し、又一方今すぐ被害者を救出、町、県が行政責任にかんがみ、被災者の救済を、奪ったものがたが死者、次はわからない、瞬間洪水の恐しさ肝に銘記すべきである。

また、毎日に果樹公園での庁舎建設のデメリットが叫ばれ語り尽せない現実、法務局北側への新庁舎建設を望みます。

町長又か議会に対し、私は、深慮されんことを望み陳情いたします。
よろしくお祈りします。